

[様式第3号]

資料提供年月日	令和2年7月28日	
問い合わせ先	課名	農林水産課
	電話	直通 803-1346 内線 4540
担当者	職名・氏名	課長 仁科
	職名・氏名	課長補佐 山崎

## 広 報 連 絡

### <市長定例記者会見資料>

- 1 件 名 農林漁業者に対する「事業継続支援金」の申請受付を令和2年7月28日（火）から開始します。
- 2 趣 旨 新型コロナウイルスの影響により、売上減少している岡山市内農林漁業者へ事業継続のための支援金を支給します。
- 3 対 象 者 以下の（1）～（4）の要件を備えている事業者  
（1）岡山市内に住所がある個人農林漁業者  
（2）岡山市内に主たる事業所がある農事組合法人  
（3）収入全体のうち1／2以上を農業又は林業、漁業の収入が占める者  
（4）令和2年2月～10月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比20%以上減少している者
- 4 受付期間 令和2年7月28日（火）～令和2年11月30日（月）
- 5 事業内容 別紙のとおり

## 岡山市農林漁業者事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している  
岡山市内農林漁業者へ事業継続のための支援金を支給します

### 【支給額】

- (1) **10万円** 対象者：個人農林漁業者 及び 農事組合法人（従事者数20人以下）
- (2) **20万円** 対象者：農事組合法人（従事者数21人以上）

### 【支給対象者】

以下の(1)～(4)の要件を備えている事業者

- (1) 個人農林漁業者は、岡山市内に住所を有していること。
- (2) 農事組合法人は、岡山市内に主たる事業所が所在していること。
- (3) **収入全体のうち1/2以上**を農業又は林業、漁業の収入が占めること。
- (4) 令和2年2月～10月までのいずれか1か月の売上高が、**前年同月比20%以上減少**していること。

### 【申請手続き】

支給は1回限りです。農林漁業者向け以外の岡山市事業継続支援金との重複受給はできません。

新型コロナウイルス感染症対策のため、次の書類を原則、**郵送**でご提出ください。  
(郵送料は申請者負担、「**農林漁業者事業継続支援金支給申請書在中**」と朱書き)

- (1) 岡山市農林漁業者事業継続支援金支給申請書
- (2) 申請書別添（算定シート）
- (3) 令和元年分（又は前事業年度分）の確定申告書類一式の写し
  - ①確定申告書B 第一表（※①②は個人農林漁業者、③④は農事組合法人）
  - ②所得税青色申告決算書又は収支内訳書など収支の内訳が明記された書類
  - ③法人税確定申告書別表一
  - ④法人事業概況説明書
- (4) 令和元年と令和2年の売上減少となった月の売上高を対比できるもの  
・各年月の売上台帳など ※決まった様式はありません
- (5) 振込先口座通帳の写し  
・おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方  
※申請者本人名義（又は法人名義）の通帳であること
- (6) 本人確認書類の写し（※個人農林漁業者のみ）  
・運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）など

【申請先】 岡山市農業協同組合各営農センター・営農部指導課  
晴れの国岡山農業協同組合瀬戸支店・同経済課

【申請締切】 令和2年11月30日(月)の消印有効



岡山市  
ホームページ  
QRコード

## Q & A

- Q 1. 本支援金制度における個人農林漁業者と農事組合法人の定義は。
- A 1. 個人農林漁業者とは、収入（給与・年金・不動産等を含む）全体のうち、2分の1以上が農業（林業・漁業）収入である者を指します。  
農事組合法人とは、農業協同組合法第72条の32に基づき設立された法人を指します。
- Q 2. 国の持続化給付金との重複受給はできますか。
- A 2. 本支援金は、岡山市独自の支援金ですので、国の持続化給付金と重複して給付を受けることができません。
- Q 3. 申請書はどこで入手できますか。
- A 3. 岡山市ホームページからダウンロードできます。その他にも、農林水産課（市役所5階）、区役所、支所、地域センター、市内農業協同組合、市内漁業協同組合、岡山森林組合、おかやま酪農業協同組合で入手可能です。
- Q 4. 岡山市外に居住していますが、岡山市内で農業又は林業、漁業を営んでいます。申請できますか。
- A 4. 申請できません。岡山市に住所を有している人が対象です。
- Q 5. 株式会社や有限会社の形態をとる農業法人や水産関係の法人は対象となりますか。
- A 5. 会社法における株式会社や有限会社の形態で事業を実施する農業法人や水産関係の法人の場合は、「中小・小規模事業者向け」の対象となりますので、そちらへ申請してください。
- Q 6. 林業又は漁業を営んでいます、どこへ申請書を郵送すればよいですか。
- A 6. お住いの地区を管轄する農業協同組合へ申請書を郵送してください。

### 申請・問合せ先（問合せ時間：平日午前9時から午後5時）

担当地域	申請・問合せ先	住 所	連絡先
芳田、今、白石、大野、 牧石、旭東、幡多、 財田、富山、操南、 甲浦、津島、高島、 福浜支所管内	JA岡山沖田営農センター	〒702-8002 岡山市中区桑野291-6	0120-696-737
西大寺、可知、豊、 山南、上南、上道支所 管内	JA岡山西大寺営農センター	〒704-8191 岡山市東区西大寺中野377-1	0120-127-191
長浜地区	JA岡山瀬戸内営農センター	〒701-4223 瀬戸内市邑久町豊原101-1	0120-530-191
吉備、福田、興除、 藤田支所管内	JA岡山藤田営農センター	〒701-0221 岡山市南区藤田441	0120-160-191
灘崎、備南支所管内	JA岡山備南営農センター	〒709-1201 岡山市南区北七区61-1	0120-215-191
一宮、津高、足守、 高松支所管内	JA岡山高松営農センター	〒701-1335 岡山市北区高松210-3	0120-570-191
御津、福渡支所管内	JA岡山建部営農センター	〒709-3143 岡山市北区建部町宮地86	0120-898-535
—	JA岡山本所営農部指導課	〒700-8535 岡山市北区大供表町1-1	086-225-3224
瀬戸地区	JA晴れの国岡山瀬戸支店	〒709-0876 岡山市東区瀬戸町光明谷195	086-952-0511
瀬戸地区	JA晴れの国岡山瀬戸支店 経済課	〒709-0876 岡山市東区瀬戸町光明谷195	086-952-0113
事業の詳細について	岡山市農林水産課	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	086-803-1344 086-803-1346